自転車活用推進事業について

資料5

1. シェアサイクル事業の現状について

- シェアサイクル事業は、令和 3 年(2021 年)1 月に策定した「豊中市自転車活用推進計画」(計画期間:令和 2 年度(2020 年度)～令和 7 年度(2025 年度))における 9 つの施策の一つとして位置付けられており、現在も取組を推進しています。
- 国において次期(第 3 次)自転車活用推進計画が令和 8 年度(2026 年度)早期に策定される予定であることを踏まえ、本市では現行計画を 1 年間延長し、令和 8 年度(2026 年度)に「豊中市自転車活用推進計画」の改定を行うこととします。
- この間のシェアサイクル事業における指標と達成状況を見ると、月間利用回数および月間利用者数はいずれも目標値を上回って推移しており、事業は一定の成果が確認できます。また、サイクルポート数についても、目標値に向けて整備が進んでおり、利用環境の充実が図られています。

●シェアサイクル事業における指標と達成状況

指標	定義	従前値 (令和元年 (2019 年)11 月)	現況 (令和 7 年 (2025 年)11 月)	目標値 (令和 7 年 (2025 年)11 月)
月間利用回数 (回/月)	1 か月間の シェアサイクル利用回数	1,127	38,156	34,000
月間利用者数 (人/月)	1 か月間に市内ポートを 1度でも利用したユーザー数	390	11,186	6,800
サイクルポート数 (箇所)	市内のサイクルポート数 (公有地と民有地の合計)	27	161	170

○阪急曽根駅高架下

○庄内コラボセンター入口付近

●サイクルポート位置図(令和 7 年(2025 年)11 月末時点)

2. とよなかサイクルスタンプラリー2025

- 自転車の活用による健康社会の実現をめざし、散歩感覚で気軽にまちと自転車を楽しむ“散走”を推進しており、市民参加型イベントとして「とよなかサイクルスタンプラリー2025」を令和 7 年(2025 年)10 月～11 月に開催しました。
- 期間中における参加者は 773 人、9 箇所のスポットのうち 5 箇所以上でデジタルスタンプを取得した達成者は 657 人であり、達成率は約 85.0%です。

「とよなかサイクルスタンプラリー2025」の概要

【実施期間】令和 7 年(2025 年)10 月 1 日(水)～11 月 30 日(日)

【参加手順】

① 事前にスマホから豊中市マチカネポイントアプリをダウンロード。
② スマホでアプリを立ち上げて「スタンプラリー」を開始。
③ 9箇所のスポットのうち5箇所以上デジタルスタンプをGETすると200ポイントが付与されます。

【スタンプラリースポット(豊中市内:9箇所)】

- 野田中央公園
- 庄内コラボセンター「ショコラ」
- 郷土資料館「とよみゅー」
- 中央幹線景観水路 日時計と方位盤
- グリーンスポーツセンター
- 目いぼの渡し
- 高川図書館
- 天竺川児童遊園
- 豊中つばさ公園『ma-zika』

●とよなかサイクルスタンプラリーでのチェックイン時の様子

○野田中央公園

○豊中つばさ公園『ma-zika』

●とよなかサイクルスタンプラリー実施時のアプリ画面

3. 自転車の交通違反に対する青切符制度の開始について

- 令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から、自転車の交通違反に対して交通反則通告制度(青切符制度)が開始します。
- 16 歳以上を対象に一時不停止、ながら運転、逆走など 113 種類の交通違反が交通反則通告制度(青切符制度)による取り締まりの対象となります。

令和8年4月に自転車の青切符制度※が始まります！

※正式名称：交通反則通告制度

【どんな制度？】

比較的軽微な交通違反については反則金を納付すれば刑事処罰が科されない制度。
16歳以上に適用され、113種類の交通違反が対象となる。
これまでは悪質な違反行為のみが取り締まりの対象となり（いわゆる赤切符制度）
比較的軽微な違反は指導・警告で済んでいたが、今後は青切符制度による取り締まりの対象となる。

主な違反

交通違反の種類	反則金の額(案)
ながら運転	12,000円
遮断踏切立ち入り	7,000円
信号無視	6,000円
逆走・歩道を通行	6,000円
一時不停止	5,000円
ブレーキなど不良	5,000円
傘さし・イヤホン運転	5,000円
並走	3,000円

スマホを見ながら運転すると、青切符制度の対象となって12,000円も反則金を払わなきゃならない可能性があるんだね。

- これまで以上にルールの順守をお願いします
- なにより違反は重大な交通事故につながります
- ルールを守って身の周りの人、そして自分自身の安全を守りましょう

※令和7年6月時点の情報です。今後変更となる可能性があります。

出典：豊中市ホームページ

●運転者による反則行為を行った場合の手続きの流れ

※自転車による酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理される。

出典：大阪府警察本部ホームページ